

○国土交通省
環境省 令第五号

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の施行に伴い、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年十二月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四

条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成二十三年国土交通省令第三号）は、
廃止する。

附 則

この省令は、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。